

# ひとり親家庭等日常生活支援事業

## ひとり親家庭等を支援する 有償ボランティア(家庭生活支援員)

# 募集中!!



日常生活支援事業は、母子家庭、父子家庭、寡婦を対象として一時的に家事や育児ができない時に、家庭生活支援員を派遣して日常生活を支援する制度です。家庭生活支援員として有償ボランティアをしてくださる地域の方を募集しています。

子育て経験や資格を活かして川崎市ひとり親家庭等をサポートしてみませんか？

### 《支援の内容》

一時的な事由で、日常の家事や育児ができない時に、支援員を派遣します。

- ①支援員宅での保育
- ②就業上の理由で帰宅時間が遅くなる時の保育(未就学児がいる母子家庭、父子家庭のみ)
- ③利用者宅での家事のお手伝い

### 《家庭生活支援員に必要な資格》

- ★子育て支援 保育士・幼稚園教諭・看護師
- ★生活援助 ホームヘルパー3級以上・介護福祉士

### 《資格がなくても大丈夫!!》

毎年2月頃実施する“子育てサポーター養成研修”を受講して頂ければ、子育て支援のサポートが可能になります。

研修の詳しい日程等は川崎市母子・父子福祉センターまでお問合せください。ホームページにも掲載する予定です。

ご応募お待ちしております

## 事務局 川崎市母子寡婦福祉協議会

(川崎市母子・父子福祉センター内)

〒211-0067

川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階

電話 044-733-1166

FAX 044-733-8934

休館日 毎月曜日・第2・4日曜日・祝日

開所時間 9:00~17:00 (水曜日・金曜日 9:00~21:00)

《JR武蔵小杉北改札(南武線口)・東急線正面口1から徒歩7分 または  
市営・東急バス 小杉御殿町から徒歩0分》



川崎市母子・父子福祉センター

検索

Click!

# 支援までの流れ

## ① 支援の依頼

利用者は、利用希望日、日時等を母子・父子福祉センターに電話依頼



## ② 支援員の派遣調整

事務局は、必要な事項を伺い確認し、支援に応じられる支援員を決定します。



## ③ 具体的な派遣内容の打ち合わせ

利用者は、事務局から紹介された支援員に直接連絡し、内容の打ち合わせをします。



## ④ 利用報告

利用者及び支援員は、支援活動終了後に家庭生活支援員派遣報告書(事務局控)を事務局に送付します。

### 日常生活支援事業の概要

派遣事由: 技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、学校行事への参加等

支援日数: 月 10 日、1 年度 240 時間以内

利用者負担: 所得により 70 円～300 円/時